

# 福岡県公報

平成二十四年三月二十三日  
第三千三百七十九号  
増刊 ①

## 目次

告 示 (第五百六号)

○福岡県組合等土地区画整理資金貸付金貸付規程の一部を改正する告

示 (都市計画課) …………… 一

教育委員会

○福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務課) …………… 一

## 再掲

福岡県告示第五百六号

福岡県組合等土地区画整理資金貸付金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月二十三日

福岡県知事 小川 洋

福岡県組合等土地区画整理資金貸付金貸付規程の一部を改正する告示

福岡県組合等土地区画整理資金貸付金貸付規程(平成六年三月福岡県告示第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号ロ(一)中「第三十二条第二項第二号」を「第三十二条第二項第一号」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県教育委員会訓令第一号

本 庁  
出先機関

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月二十三日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会臨時職員規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会臨時職員規程(昭和四十二年十二月福岡県教育委員会訓令第四号)の一部を次のように改正する。

別表中

職員(一の年の七月から九月までの期間内における任用期間が三十日以上)の者に限る。)

が夏季における益等の諸行事、心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合

を

職員(一の年の七月から九月までの期間内における任用期間が三十日以上)の者に限る。)

一の年の七月から九月までの期間内における任用期間三十日につき一日(一の年の七月から九月までの期間内に限る。)

に改める。

附則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。